

一 宮 監 公 表 第 2 号

平成 2 7 年 1 0 月 2 8 日

一宮市監査委員 佐 藤 章 次

一宮市監査委員 岸 澤 修

一宮市監査委員 森 利 明

一宮市監査委員 平 松 邦 江

公の施設の指定管理者の監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、一宮地域文化広場及び尾西文化広場の指定管理者であるハマダスポーツ企画株式会社及び同施設に係る指定管理者の指定等事務所管課の監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

公の施設の指定管理者の監査結果報告

- 1 監査対象 (1) 施設の名称
 - ・一宮地域文化広場
 - ・尾西文化広場(2) 事務執行状況の範囲
 - ・ハマダスポーツ企画株式会社の平成 26 年度の事務執行状況のうち、監査対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況
 - ・市所管課の監査対象施設に係る一連の事務（指定管理者の指定、協定書等の締結、支出の手続き、事業報告書等の点検、指定管理者への指導監督等）
- 2 関係人調査 地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、監査のため必要があると認め、ハマダスポーツ企画株式会社の顧問税理士等より説明を聴取するなどの調査協力を得た。
- 3 監査場所 監査事務局及び関係各施設
- 4 実施年月日 平成 27 年 9 月 2 日から平成 27 年 10 月 14 日まで
- 5 監査方法 (1) 書類の審査
(2) 資料に基づく説明の聴取
(3) 施設の現況調査

6 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成 26 年度における事務執行状況のうち、監査対象施設の管理に係る出納その他の事務について、関係法令、監査対象施設の管理に関する基本協定書等に沿って適切に執行されているかに主眼を置いて、会計諸帳簿、証拠書類等の提出を求めるとともに、同施設の指定管理者及びその指定等事務所管課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

その結果、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認めた。しかし、現金の管理については、帳簿の整備が不十分であったため、速やかに適切な措置を講ずることが望まれる。一部で見受けられた指摘事項（措置を要する事項）等については、団体の概要等について記述する中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下、団体の概要等について記述する。

職員数は平成 27 年 3 月 31 日現在のものを掲載した。

◎ ハマダスポーツ企画株式会社

1 団体の概要

(1) 設立年月

昭和 59 年 5 月

(2) 基本金（資本金）

10,000,000 円（うち一宮市の出資分 0 円）

(3) 監査対象施設に係る職員数

- ・ 一宮地域文化広場（職員 27 名、うち臨時職員 22 名）
- ・ 尾西文化広場（職員 6 名、うち臨時職員 6 名）

(4) 公の施設の管理に係る主な業務

- ① 施設の利用許可に関する業務
- ② 施設・設備・備品等の維持管理及び修繕に関する業務
- ③ 地域住民の文化・体育の振興に寄与する事業
- ④ 利用料金の徴収等に関する業務
- ⑤ 施設利用者の利便向上に資する業務
- ⑥ 緊急時の対応に関する業務
- ⑦ 事業計画及び事業報告に関する業務
- ⑧ 利用者モニタリングの実施及び自己評価に関する業務
- ⑨ 市及び関係機関の実施事業に対する協力業務
- ⑩ その他、一宮市教育委員会が特に必要と認める業務

2 公の施設の管理に係る決算状況

平成 26 年度の決算状況は次表のとおりである。

決 算 状 況

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

項 目	決 算 額 (円)	総事業費に対する割合 (%)
総 事 業 費	105,217,504	
指 定 管 理 料	94,845,000	90.1
利 用 料 金	2,405,885	2.3
事 業 収 入	11,723,440	11.1
そ の 他 収 入	218,818	0.2
利用料金還元金	505,865	0.5

※利用料金還元金は、利用料金の収入が 1,800,000 円、事業収入の収入が 9,800,000 円を超えた額の 20%を市に還元するもの。

当指定管理者の監査対象施設の管理に係る出納その他の事務及び市所管課の同施設に係る一連の事務については、おおむね適正に処理されていたが、次の事項については、措置されたい。

[指 摘 事 項 (措置を要する事項)]

○ハマダスポーツ企画株式会社 (監査対象施設指定管理者)

- (1) 自主事業の講座開催に要する経費については、講座ごとに小口現金で処理しているが、現金出納簿が整備されていなかった。また、施設利用料等の収入については、利用料等内訳表と日別入金内訳書により現金の管理を行っているが、現行の方法では、手許現金の保有高が把握しにくく、記録整理が不十分であった。現金の保管状況が明確となるよう現金出納簿を整備されたい。また、紛失や盗難等のリスクをできる限り減らすためにも、管理体制を強化するなど現金の管理には万全を期されたい。

また、次の事項については、留意されたい。

[留 意 事 項]

○ハマダスポーツ企画株式会社 (監査対象施設指定管理者)

- (1) 仕様書第 2 章 6 (3) ②に基づき策定された経理規程第 8 条で定められた総勘定元帳等会計帳簿が一部作成されていなかった。速やかに会計帳簿を整

備し、広場の財務状態を明らかにされたい。

- (2) 事業報告のうち貸借対照表について、通帳や関係諸帳簿等と照合したところ、現金、未収入金及び未払金が一致しなかった。正しい計数の貸借対照表を作成されたい。

○教育指定管理課（所管課）

- (1) 指定管理者への指摘事項（措置を要する事項）(1) のとおり、現金の出納が一部で把握できず、記録整理が不十分であった。現金出納簿を整備し、現金の管理体制を強化するよう指導されたい。

また、指定管理者への留意事項(1)(2) のとおり、総勘定元帳等会計帳簿が一部作成されておらず、決算報告書の一部の計数が正確ではなかった。速やかに会計帳簿を整備させ、広場の財務状態を明らかにさせるとともに、正しい計数の決算報告書が作成されるよう指導し、内容を確認されたい。